

谷口教授を支援する会 ニュース 第33号 2016年8月25日

発行 谷口教授を支援する会
〒456-0006
名古屋市熱田区沢下町 9-3-401
Tel : 052-883-6969
Fax : 052-883-6968
E-mail : nakanoh1218@roren.net
URL : <http://taniguchishien.blog.fc2.com/>

最高裁判断後の谷口教授の現状

本ニュース 32 号で谷口教授本人から報告がありましたように、最高裁判所第 2 小法廷は 6 月 17 日付で越原学園の上告を受理しないとの決定を裁判官全員一致で出しました。この結果、名古屋女子大学教授の地位確認を含む全面勝訴の一審判決を支持した名古屋高裁での控訴審判決が確定することとなりました。そこで早速、谷口教授が委員長を務める名古屋女子大学教職員組合は「谷口委員長の職場復帰について」を議題とする団体交渉の申し入れを 6 月 22 日に行いました。

他方 7 月 1 日には学園から、司法判断を無視するような内容の「学校法人越原学園 法人本部 教授に配置換えし、自宅勤務を命」ずる 6 月 20 日付け辞令が谷口教授に渡され、「特命業務」が指示されました。

7 月 14 日の団体交渉では、組合側が配転辞令の即時撤回・原状回復を要求したのに対し、理事会側は言を左右にして、要求に応えようとはしませんでした。そのため、判決通りに「名古屋女子大学教授」の地位に戻し、学内に研究室を用意することを求めて、8 月開催の第 2 回団体交渉を申し入れましたが、学園は 9 月下旬に引き延ばそうとしています。

なお金銭に関しては、学園からは今年 6 月分からの給与が支払われています。一方、今年 5 月分までの未払い給与や慰謝料などについては、学園の銀行口座を差し押さえて 8 月 4 日に強制執行しました。現在、求償金の支払いについて学園と交渉中です。



谷口教授の裁判勝利報告会を開催します！

6 月 17 日の最高裁判断（高裁判決確定）を受けて、裁判勝利報告会を開催することとなりました。開催日時は 10 月下旬（平日）の夕刻にて調整中であり、会場は愛知学院大学名城公園キャンパスの予定です。報告会後には懇親会も開催します。詳細は次号ニュースにてお知らせいたします。